

NPO 純正律音楽研究会会報 ～2014年8月発行～

# ひびきジャーナル



〒168-0072 東京都杉並区高井戸東 3-2-5-102 Tel:03-5317-0291  
Fax:03-5317-0289 e-mail:puremusic0804@yahoo.co.jp

## No.41

発行日 平成26年8月20日  
発行責任者 NPO 法人 純正律音楽研究会  
編集 相坂政夫



2014年3月26日レコーディング

残暑が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。前号でお知らせ致しました「日本の調べ」「世界のメロディー日本の歌」CD2枚を6月20日にリリース致しました。多くの方々の協賛を頂き誠にありがとうございました。

ヴァイオリンとハープや、ヴァイオリンとお箏というCDは何枚かリリースしてきましたが、今回のCDはヴァイオリン、ハープ、お箏という珍しい構成で録音致しました。今回も素晴らしい出来上がりで、聴いた方々は必ず心癒されます。是非お聴き下さい。

9月20日土曜日の「純正律音楽コンサート」はヴァイオリン、ハープ、お箏で、6月20日にリリースされましたCDを中心に演奏致します。会場は茗荷谷の「ラリール」で、昼の部午後2時開演、夜の部午後6時開演と、初めての二回開催予定です。

次回コンサートは来年2015年1月12日月曜日(成人の日)13時開演、洗足学園内シルバーマウンテンの予定になっております。皆様のご来場をお待ち申し上げます。

## 我が家の花火とCD制作秘話

洗足音楽大学教授・ヴァイオリニスト  
NPO 法人 純正律音楽研究会 代表  
水野佐知香

猛暑とゲリラ豪雨のシーズンの到来という日本の夏になっていますが、会員の皆様いかがお過ごしでしょうか？

花火大会が盛んな今日このごろ、先日、神奈川新聞社主催の花火大会が「みなとみらい」で行われました。我が家の屋上からは、ちょうど打ち上げ場所も見えるすばらしい隠れスポットになっていて今年は運よく鑑賞することができました。お天気は晴れ、でも海からくる風は時々呼吸ができないほど強く、ほっぺたが痛い。最近の花火は従来の丸い大きな花のようなものだけではなく、字が書いてあったり、ハート、キティちゃん、どんどん色が変わったり、たまに立体的に見えたり、すごいですよね。特に今年の花火はすばらしかった。風がない時は、火薬の煙が漂い、だんだんそれが雲のようになり実際の花火の美しさが全部見えないのですが、今回はその煙の雲は川崎、東京方面に向かって流れていきました。強い風のおかげで全て観られ、お見事！感動的な時間を過ごせました。

ところで、花火を初めて鑑賞したのが徳川家康だったそうです。戦争がなくなって火薬の出番のなくなった江戸時代、外国から来ていた方に作ってもらい慶長18年(1612年)8月6日駿府城で見物されたそうです。このときの花火は今のようないちいち打ち上げ花火ではなく、筒から火花が噴き出すタイプのものだったようです。このように始めは外国人に頼んで花火を作っていたそうですが、その後日本国内でも花火を作るようになり、特に新し物好きの江戸っ子に受けて、江戸で花火が大流行していき、その人気の高さは「花火禁止令」が出るほどだったそうです。

江戸の花火と言えば、鍵屋と、玉屋と「両国の川開き」ですね。「江戸の花火」と切っても切り離せない「両国の川開き」が始まったのは、享保18年(1733年)鍵屋6代目の時代。その後、鍵屋の腕の良い番頭が暖簾を分けてもらい両国広小路吉川町に分家し玉屋を開店、たちまち鍵屋・玉屋の二大花火師の時代を迎え、両国の川開きは両国橋を挟んで 上流を玉屋、下流を鍵屋 が受け持つようになりました。天保14年(1843年)4月17日、将軍家慶が日光参拝のために江戸を立つという前日、玉屋は失火により全焼、自分の店のみならず周囲半町ほどの町並みを焼失させる事態を起こし、当時は、失火は重罪と定められていたため、玉屋は江戸払いの罪を科せられ、追放処分となってしまったそうです。しかし、玉屋の名は江戸庶民の間に語り継がれ其の後の花火大会でも江戸っ子達は「かぎやあ〜」「たまやあ〜」と歓声を上げて見物したようです。現代では

「ワー」という歓声に変わり「かぎやあ〜、たまやあ〜」と叫べば場違いと思われるのではないのでしょうか。

さて、NPO法人純正律音楽研究会初代代表「玉木宏樹」が昇天して2年半の歳月がたちました。ヴァイオリニストで作曲家であった彼の家には演奏されたCD、作編曲された楽譜の数々、そして彼が書いた小説、エッセイ等遺作が山のようです。この宝の山から選曲し、この6月にリリースされたCD制作秘話をお伝えしようと思います。

今年の1月の三回忌の時のことです。そろそろCD製作をとの話が湧き上がり、彼と生前一緒に演奏をしていて玉木さんを知り尽くしているハープの三宅美子さん、お琴の吉原佐知子さん、そして私、水野佐知香が一致団結、彼の遺作の宝の山から選曲し、今回は「日本の調べ」を制作しようということになりました。レコーディングにはディレクターの方がが必要です。一緒に三回忌の会食をしていた、玉木クアルテットで2ndヴァイオリンを弾いていて、玉木さんの作編曲の手書きの楽譜もコンピューターに書きかえていた、杉本伸陽さんが「僕、最近ディレクターもしています」の一言があり、では、どこで録音を？と考えていた時に、たまたま私が生徒達と合宿をしようと響きのすばらしくレコーディングに使われることの多い「相模湖交流センター」を3日間押さえていたことを思い出し、4人のスケジュールを確認しCD製作の船が走り出しました。まるで、玉木宏樹船長に操られるがごとく。

そこで事務局長、「ところで制作費ありませんけど？」

「この気持ちのよい純正律のハーモニーを知っていただくためにも、皆さんに協賛金をいただいて制作費の一部にさせていただいたら？それに、今度のCDは皆さんの懐かしい曲ばかりだし」ということで皆様にご協力をいただく次第になりました。

改めてCDを聴いていますが、演奏をしている私が言うのも変ですが、とてもホッとして聴けますし、本当に気持ち良くなります。実は玉木さんは、自分の作編曲をした曲が「ヴァイオリンとハープとお琴」で演奏されることは想像していなかったと思います。三宅さん、吉原さんには、その場でパートを決めたり、臨機応変自在に演奏をしていただいております。杉本さんには、書かれていない玉木さんの楽譜もありCDから耳コピーして頂いたり、マスタリングまでお世話になりました。最後の音作りには、玉木さんの最後のヴァイオリンの生徒さんでした、武内重親さんが全部の音のチェックを杉本さんとしてくださり、やっとできあがりしました。

題字には日展の審査員もされている書家の三上栖蘭先生にお願いし、ジャケットのデザインの三浦まなみさんにもお世話になりました。

本当に皆様のご協力のできた大切なCDです。

玉木宏樹船長のもと「日本の調べ」「世界のメロディー 日本の歌」の航海が始まります。

玉木さんは、純正律で世界平和を望んでいました。ご協賛をいただいた皆様、聴いていただいた皆様と共にこのCDが世界中で鳴り響くことを願って....

このCDを聴かれた脳梗塞で3年意識のなかった方、(この方は音楽療法を続けていらっしやいましたが、効果がなく困っておられたそうです)このCDをお聴きになられましたら、反応があり目を開かれたそうです。このCDを差し上げた私の生徒さんのお母様にとっても感謝され、お菓子を持ってご挨拶にいらしたそうです。うれしかったです。

ぜひこのCDをお聴きになってのエピソードをぜひ事務所までお便りいただきましたら幸いです。

最後に、先日、熱中症についての特集をTVでみておりましたら、60歳を過ぎると暑いと感じにくく、特に睡眠中の室温、水分不足に気がつかなくなつて、亡くなる方が多いという事実！

私はクーラーをかけて寝るのが好きではなく、暑がりの主人とは昔からバトル、彼は私の寝た頃そっとクーラーをつけたりして(笑)近年私の母が私の隣で寝ることもあります。この母が昔からクーラー好きで、つけたり消したり、夏が来るとこの騒ぎ！でも熱中症のことを聞くと、「私って温度に鈍感？寝ている間にあちらに？」と急にクーラーと仲良くしなくてはと思うこの頃です。皆様、ご自愛下さい。

**ムッシュ黒木の純正律講座 第40時限目**  
**平均律普及の思想的背景について(29)**  
純正律音楽研究会理事 黒木朋興

20世紀に開花した抽象的な前衛絵画は、決して素人の「落書き」などではない。旧来の絵画が史実や神・聖人・王侯貴族の姿を出来るだけ正確に写す＝表象することを目指していたのに対して、教会や領主達に代わって政治の主役に躍り出た民衆を讃える役割を担っていた。つまり、それまでの表象を乗り越える新しい表現を目指すものだったのである。以上のことを、前回までに指摘した。

と考えれば、前衛芸術の「訳の分からなさ」も理解しやすくなるだろう。それまで尊ばれてきた作品の流れを否定するために、それらとは違った傾向が強調されることになったというわけだ。それまでの絵画は真実をなるべく正確に再現することを目指し、そのための技術を追求していたわけだから、当然、それ以後の前衛は敢えて「正確に描かない」ことを目指すことになる。「印象」を描いているに過ぎないかに見える「拙さ」も、「野獣」のような荒っぽさも、前衛の芸術家にとっては新しい表現を確立するための積極的な武器だったのである。そもそも、印象派の「印象」にしても野獣派の「野獣」にしても今では前衛絵画の学派の名前として流通しているが、最初は新進の画家達に対する悪口であったことを思い出しておこう。聖書的一幕や史実を正確に再現する当時の主流派であるアカデミーの画家達に比べ、ヘタクソな絵だという批評だったわけだ。

さて、ここで音楽について考えてみよう。19世紀当時、西洋の主流であった西洋な音楽において中心的な要素と見なされていたのが、和声のシステムであった。つまり、ドミソの美しい和音の響きに支えられた美しいメロディということだ。となれば、20世紀以降の前衛音楽には、美しい和音やメロディを否定して音楽を紡ごうという意図があったことが理解できるだろう。というわけで、素人の耳にはまったく美しくなく、ただのノイズにしか聴こえない音楽が、新しい音楽としてもてはされることになったのだ。

当然、かつての正統な音楽には禁則事項がある。美しい音楽を作るためにやってはいけないことがあったというわけだ。そのような禁則事項から解放されて、自由に音を紡いで良いということになれば、当然、表現の可能性は増える。つまりそれまでにはなかった新しい楽曲が作れるようになるというわけだ。

ただし、新しい音楽だからといって、それが必ずしも奇麗な音楽にはならないことは明らかだろう。では何故、訳の分からないノイズにしか聴こえない音楽がもてはやされなければならなかったのだろうか？ 絵画の場合、正確な描写が求められていたそのモデルはかつての権力者である神、英雄や王侯貴族であった。つまり、それらのモデルを正確に書くことを否定するということは、それらの支配に対して革命を試みるという意味があったことになる。また、モデルとして静物、祖国の美しい風景や民衆を選ぶようになったということには、当然、それまで絵画の世界に君臨していた宗教画、歴史画や肖像画に対して、それまで身分の低かった風俗画、風景画や静物画が革命を起こした、という風にも解釈することが出来るのだ。つまり一見落書きにしか見えない前衛絵画にも、政治的に言って、それなりのレゾンデートルがあったということになる。

対して、前衛音楽にはどんな意味があったのだろうか？

### 連続エッセイ【外科医のうたた寝】第33話 農園再開

純正律音楽研究会理事

福田六花（シンガー・ランニング・ドクター）

東京生まれで東京育ちの僕が、山梨県河口湖に移住したのは2002年のこと。趣味であるランニングライフをきわめたい、涼しい場所で生活したい、人ごみが嫌だ、などいくつかの理由があったのですが、自分の畑を持ってみたいと云うことも大きな理由のひとつでした。

きっかけになったのは1995～1997年の2年間を過ごした長野県茅野市（八ヶ岳山麓）の生活でした。諏訪中央病院と云うところで外科医をしていたのですが、農業を営んでいる患者さんから、毎週のようにたくさん野菜を頂きました。農家が自家用に栽培している野菜は感動的に美味しくて、いつか自分でも野菜作りをしたいと思うようになったのです。

河口湖に移住して最初の3年間はマンション住まいをし、4年目に河口湖を見おろす足和田山麓に小さな自宅を建てました。引っ越して最初に行ったのは畑

作りです。庭の一面に 4 坪ほどの小さな畑を作り、プロ農家のアドヴァイスを受けつつ始めた農業は大成功でした。夏のあいだ中、食べ切れないほどの美味しい収穫に恵まれ、幸せなカントリーライフがスタートしたのでした。それから 7 年は毎年のように野菜を自作する生活が続き、「FOUR & HALF FARM」と名付けた農園とともに僕の生活がありました。

2012 年、富士山のまわりを 1 周する 100 マイル (160 キロ) トレイルレースのレース・ディレクターを務めるようになって、僕の生活は大きく変わりました。4 月下旬に大きなレースを開催するために、春先はレースの準備に忙殺され農園の準備が出来ず、2012~2013 年は野菜作りが出来ませんでした。2 年間放置した畑には雑草が生い茂り、すっかり原野に戻ってしまいました。

2013 年の暮れに僕は 48 才で遅い結婚をし、2014 年は新しいパートナーとの新しい生活が河口湖で始まりました。これを機に、農園を復活させることを僕は決意しました。

4 月下旬に 100 マイルレースを無事に開催させたあと、農園の準備が始まりました。荒れ放題で原野のようになっていた庭をレイアウトし直し、畑の位置も変えることにしました。硬い土を耕し、冬のあいだ薪ストーブで燃やした灰と腐葉土を入れ、畝を建て、マルチシートを張り準備完了。遅霜の心配のなくなった 5 月中旬に、野菜の苗を植えました。

新しく開墾したばかりの畑なので、まだまだ絶好調と云うわけにはいきませんが、南瓜、ズッキーニ、茄子、トマト、唐辛子など、毎日のように美味しい野菜を食べる生活が再開しました。

「来年はもっと大きくしたいね、、、」。

農園拡大計画はひそかに進行しています。

## 贋作・盗作 音楽夜話から <アル中と賭博好きの作曲家たち、その 1>

玉木宏樹遺作

私はまだアル中とは思っていませんが、たいへん酒好きなのは事実です。(もう充分、アル中だとの陰の声)。だからアル中の作曲家には親しみを覚えます。でも酒に溺れて人にからんだり、性格が変わったりするのは大嫌いです。アル中の作曲家を紹介していきますが、その人たちの酔っぱらい癖までは分かりません。

よくいわれるのは、モーツァルトとベートーヴェンが相当酒好きだったということです。ベートーヴェンは肝硬変で死んでいますから、だいぶ酒好きだったんでしょうが、モーツァルトは人格破綻者で、酒の問題より、バカラ賭博でスッテンテンになったり、女性にダラしなかった方が大問題でしょう。

さて、アル中の典型は酒で死ぬことではないでしょうか。その点で有名なのは、ハイドンの少し年長のクリストフ・ヴィリバルト・グルック(1714~1787)でしょう。今ではフルートの名曲「精霊の踊り」だけが有名でしたが、生存中

は、オーストリア生まれにも拘らず、パリで超売れっ子のオペラ作曲家でした。それに反感を抱いた人々は、オペラならイタリアだと言って、ピッチンニを呼び、激しくオペラ合戦をやります。ロンドンのヘンデルの場合と全く同じで、ドイツ系の奴のオペラなんか観るもんかというわけですね。またグルックは身なりが貧相で、どこか農夫然としていて、ヘンデルからは、フーガを書かせたら、うちの執事の方が百倍うまい、と言って馬鹿にしきっていました。そんなグルックがおよそ似つかわしくないパリで活躍したのも面白いですね。

彼のオペラの代表作は「オルフェオとエウリディーチェ」で、有名な「精霊の踊り」も、そのオペラの中の一曲です。さて、アル中の方ですが、いつ頃からどの程度なのかということは私は分かっていませんが、晩年は医者から酒を禁止されていました。しかし、奥さんの眼を盗んで飲んだブランデーで彼は絶命しました。実は彼には1760年頃に初演したオペラ・コミック「改心した大酒飲み」というのがあるそうですが、どんな曲なのか、また、自分のアル中ぶりと関係があったのかどうか等は全く分かりません。

パリで、グルック対ピッチンニの争いのあと、一時、ピッチンニの後釜としてオペラを書いたのが、大バッハの末っ子、ヨハン・クリスチャン・バッハ(1735～1782)で、もちろん父よりも圧倒的に有名でした。しかし、パリ公演は失敗に終り、彼の永住の地、ロンドンに戻ります(彼はロンドンのバッハとも呼ばれています)が、この頃はアル中の症状がひどく、しかも悲惨なことに、彼の家政婦に大金を持ち逃げされ死んだときには借財だらけでした。8歳のモーツァルトがロンドンに来た時、このクリスチャンからいろんなことを教わり、モーツァルト一家はクリスチャンを大変尊敬しました。しかし、それすらあまり評価されなかったほど不当な扱いを受けていましたが、最近はかなり再評価されつつあります。

シューベルト(1797～1828)はヘビースモーカーでアル中気味でしたが、死因はアル中ではなく梅毒でした。彼は売春宿にばかり泊まっていたという話もあります。昔の人のセックス観は一体どうなっていたんでしょうか、梅毒にかかった作曲家は多く、脳梅毒になった人も少なからずいます。ベートーヴェンは母からの遺伝による梅毒といわれています。モーツァルトを殺したのではないかと疑いをかけられている、サリエリ、オペラ作曲家のドニゼッティ、シューマン、スメタナ、ヴォルフ、ディーリアス、スコット・ジョプリンと枚挙にいとまがありません。

アル中に話を戻しますと、「おお・スザンナ」や「草競馬」で日本でも有名なスティーヴン・コリンズ・フォスター(1826～1864)は、1864年の正月に最後の曲「夢見る人」を書きましたが、妻と別居したNYの安宿で酒に溺れて暮らししており、作曲後数日の後、酔っ払って転倒して大怪我をしたのが原因で3日後死亡しました。

天才だったのですが、酒と賭博で人生を台無しにしたのがポーランドのヴァイオリニストで作曲家だった、ヘンリク・ヴィエニャフスキ(1835～1880)です。彼は、プロのピアニストだった母から音楽を教わり、すぐにヴァイオリンを始めました。あまりの才能ぶりに回りは驚き、8歳でパリ音楽院のオーディションを突破し入学しました。その後も各地の演奏で名声をあげつつ、作曲の研鑽に

もはげみしました。ピアニストの弟とロシアで 200 回ほどのコンサートをこなし、ロシアでのヴァイオリン教育の向上にたいへん貢献しました。その後も大活躍し、アントン・ルビンシュタイン(チャイコフスキーの先生)に認められ 1872 年から 73 年の間の 8 ヶ月間にアメリカで 215 回のコンサートを行っています。しかし、ヴィエニャフスキは大酒飲みの気分屋で、ルビンシュタインとはつまらないきっかけで喧嘩ばかりしていたそうです。ヴィエニャフスキの酒好きぶりは船員がつけた<Wine and Whisky>という仇名からも押して知るべしです。

ヴィエニャフスキはこの旅行で 4 万ドル(今にすれば 4000 万円は下らない)かせぎましたが、ルビンシュタインが帰ったあともアメリカで演奏旅行し、物凄いギャラを稼いでいます。しかし彼はその財産をすべて、酒と賭博で使い果たしました。彼がロシアで疲れはて、最後の助けを求めたのは、あのチャイコフスキーのパトロンだったフォン・メック夫人です。夫人は滞納した保険料を支払った後、ヴィエニャフスキは他界しました。天才少年も人格形成には失敗したようです。

### CD レビュー 純正茶寮

< Teir >

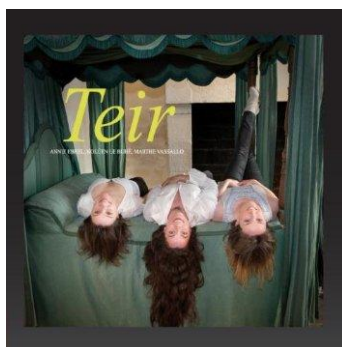
純正律音楽研究会理事 黒木朋興

#### Teir

Annie Ebrel, Noluen Le Buhe, Marthe Vassallo

Label: L'oz Production

ASIN : B00BG1QY1G



私の盟友にしてブルターニュ音楽の歌手である Marthe Vassallo が、やはりブルターニュのミュージシャン、Annie Ebrel と Noluen Le Buhe と共に作ったアルバムである。ブルターニュに伝わる民謡を女性ヴォーカル 3 人で歌い上げている。

ブルターニュのトラッドは、独特なリズムに特徴があり、特にハモリを強調しているわけではない。基本的には単旋律音楽、ということは、メロディのみを 2 人のミュージシャンが交互にソロで演奏するスタイルを基本とする。つま



り、1つのフレーズを交互に演奏し合いながら、次々と歌い繋いでいくのだ。そして、フレーズの最後の1～2拍を次のミュージシャンを演奏し、前のミュージシャンとユニゾンで奏でることによって、演奏者の入れ替えを行なっていく。基本的にはソロだが、フレーズの最後の1～2拍分のみ、前後のミュージシャンがユニゾンで演奏するということだ。

というわけで、元来はハモリの要素の少ないブルターニュ音楽ではあるが、このアルバムでは幾つかの曲で、対位法を用いた合唱を耳にすることが出来る。あくまでも伝統音楽を基にしながらも、現代に相応しい形でそれを甦らせようという試みだと言えよう。流石に現在のブルターニュを代表する3人だけであって、そのハモリはやはり美しい。アディエマスやエンヤのような透明感のある女性ヴォーカルのハモリではなく、独特のリズム感に裏打ちされた力強いハモリがここにはある。

私としては、最後の曲「Les trois fleurs de pimpino」がお気に入りである。Martheがブルターニュのある王家にまつわる話をフランス語で朗読、その合間にそれぞれがブルトン語による歌をソロで挿入していく。話の内容が残酷なだけに、歌の美しさが際立つように思える。

## 集团的自衛権

純正律音楽研究会 正会員  
弁護士 齋藤昌男

### I. 集团的自衛権とは何か。

国際連合憲章（1956年12月19日発効）第51条は、以下の様に規定している。

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集团的自衛の固有の権利（アンダーライン筆者）を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。」

この国際連合憲章第51条に個別的自衛権と並んで加盟国の「固有の権利」として掲げられた加盟国が集団で他国の武力攻撃に対して反撃する権利を集团的自衛権という。「個別的」自衛権は、慣習国際法上の権利だが、国際連合憲章はそれに「集团的な」権利をも付け加えて、個別的自衛権同様、それも「固有の」権利であるとした。

しかし、自らが攻撃されていないのに、あるいは攻撃される蓋然性がきわめて低いのに攻撃主体たる他国に反撃するということは、いわば「他国を防衛する権利」を有するというのに等しい。ところが、憲章以前の慣習法で国

家が他国を防衛する権利というものが確立していたわけではなかったから、「集団的自衛権」は、国際連合憲章によって創設された権利と見る考え方もある。いずれにしても、集団的自衛権の概念は、伝統的国际法では未知であり、国際連合憲章作成の直前に成立した地域的共同防衛組織がその先例とされている。

この様に集団的自衛権そのものが、かなり曖昧な概念である。

## II. 日本国憲法と集団的自衛権

### 1. 日本国憲法の解釈

当然の事ながら、様々な解釈がある。

- ① 憲法第9条の下では警察力を超える実力は保持できないとする説
- ② 憲法第9条の下でも自衛のための実力の保持・行使は認められるとする説
- ③ 憲法第9条の下でも集団的自衛権の行使は違憲とはいえないとする説
- ④ 憲法第9条には集団的自衛権を禁止する規定はなく、その行使の是非は政策レベルの問題とする説

### 2. 従来 of 日本国政府解釈と集団的自衛権

従来、日本国政府は②説を採り、憲法第9条も外国からの武力攻撃を排除するための武力行使までは禁じていないが、武力の保持・行使を一切禁じているように見える憲法第9条の下では、自衛権の行使も例外的に認められる以上、自衛権の行使は日本に対する武力攻撃を排除するための必要最小限の範囲でなければならないとする。日本が国際法上集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然であるが、集団的自衛権の行使は、必要最小限の範囲を越え、憲法上許されないとしてきた。従来 of 政府解釈の例を挙げると、集団的自衛権は行使できないとする政府解釈を「改めるつもりは全くない」（角田禮次郎内閣法制局長官・98回国会衆・予算委員会議録12号27頁）としていた。

## III. 日米安保条約に基づく共同対処

従来 of 政府は、「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」（日米安保条約5条）への共同対処は、米国にとっては集団的自衛権であっても、日本にとっては個別的自衛権の行使であると説明してきた。在日米軍基地や領海内の米艦船への武力攻撃には、政府は領域侵犯として個別的自衛権を発動できるとするが、国際法上は領域侵犯であっても日本に対する武力攻撃とはいえない場合があるとされてきた。

## IV. 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更

2014年5月21日、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書が柳井俊二座長（元外務事務次官）から安倍晋三首相に手渡された。提言したのは、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更と自衛隊法の改正を含めた国内法制の整備である。

また、同報告書は、第1章第3項において、我が国として採るべき具体的な行動を事例として、詳しく論じているが、ここでは事例のタイトルのみ引用しておく。

2008年の報告書では、4類型（①公海における米艦の防護、②米国に

向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃、③国際的な平和活動における武器使用、④同じ国連P K O等に参加している他国の活動に対する後方支援)のそれぞれに関し、懇談会の提言を提示した。本懇談会では、これに加え、上述のような我が国を取り巻く安全保障環境の変化に鑑みれば、例えば以下のような事例において我が国が対応を迫られる場合があり得るとしている。

- ①事例1：我が国の近隣で有事が発生した際の船舶の検査、米艦等への攻撃排除等
- ②事例2：米国が武力攻撃を受けた場合の対米支援
- ③事例3：我が国の船舶の航行に重大な影響を及ぼす海域（海峡等）における機雷の除去
- ④事例4：イラクのクウェート侵攻のような国際秩序の維持に重大な影響を及ぼす武力攻撃が発生した際の国連の決定に基づく活動への参加
- ⑤事例5：我が国領海で潜没航行する外国潜水艦が退去の要求に応じず徘徊を継続する場合の対応
- ⑥事例6：海上保安庁等が速やかに対処することが困難な海域や離島等において、船舶や民間人に対し武装集団が不法行為を行う場合の対応

国内法の整備に当たっては、まず、集団的自衛権の行使、軍事的措置を伴う国連の集団安全保障措置への参加、一層積極的な国連P K Oへの貢献を憲法に従って可能とするように整備しなければならないと、する。

このため2014年7月5日の東京新聞によれば、集団的自衛権の行使などで改正が想定される主な法律は次の通りであると言う。しかし、具体的な法律の内容が分からなければ、何がどう運営されるかが、分からないであろう。

- ①自衛隊法  
自衛隊の任務や権限を定める
- ②武力攻撃事態法  
有事の際の対処方針を規定
- ③国民保護法  
国民や自治体の有事対応を規定
- ④周辺事態法  
米軍への支援内容を列挙
- ⑤国連平和維持活動（P K O）協力法  
P K Oの派遣条件などを規定
- ⑥海賊対処法  
海賊への対応方針などを定める
- ⑦船舶検査活動法  
有事に民間船の積み荷を調べる規定
- ⑧米軍行動円滑化法  
米軍への支援内容を列挙
- ⑨防衛省設置法  
防衛省の役割などを規定
- ⑩国家安全保障会議（N S C）創設関連法

NSCの所掌事務などを規定

なお、東京新聞では落しているが、捕虜に関する法律もあるそうである。

## V. まとめ

2014年5月15日に、安倍晋三首相は、集団的自衛権の行使に向けた基本的な方向性を示す記者会見をしたが、同日28日、衆議院予算委員会で、初めて国会の論戦を行った。この間に同月21日に、前記の「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書が出された。これで集団的自衛権の議論が深まり、日本の平和について真摯な議論がなされることを期待している。しかし、最後にどうしても触れておきたい問題がある。

20世紀に入って、十分な自衛のための手段を持たなくて、他国の侵略を許した国が2つある。

① 一つは第1次世界大戦時に中立国であったベルギーが、ドイツ帝国軍に侵略を許した例である。

② もう一つは、お隣の韓国である。「力の真空地帯」となっていた韓国は、1950年に北朝鮮によって侵略された。

北大西洋条約機構(NATO)加盟後のベルギー、そして米韓同盟締結後の韓国は、それぞれ集団防衛によって国が護られて来た。日本も日米同盟に守られて長らく平和を享受してきた。この為、日本は「平和惚け」になっているとも言える。最近も、米国の国防長官に「尖閣諸島は日米安保の対象となる」と言われたばかりである。おそらく国会を中心として色々な議論がなされるであろう。

言うまでもないことであるが、日本国憲法は第9条だけで成り立っている訳ではない。「基本的人権」や「生命」や「弱者」を守ると言う最大な理念も憲法には存在する。国際社会の現実を見て、日本国民の命の安全と暮らしの安寧を願うのであれば、日本国民にはもう少し柔軟な対応が求められるであろう。「平和惚け」から早く卒業する必要がある。

## <音律について>

玉木宏樹遺作

「音律」の研究史は主にクラヴィアの調律に関わることであり、中全音律(ミントーン)、ヴェルクマイスター、キルンベルガー等々、いろいろありますが、古楽をやるのでなければ、今の弦楽器には無関係としてもいいでしょう。しかし、絶対的に把握しておかないといけない音律は三つあります。それは、ピタゴラス音律、純正律、平均律です。「ド」に対する長3度上の「ミ」の高さは、この3つの音律ではすべて違います。一番低いのが純正律、次に平均律、一番高いのがピタゴラスで、純正律の「ミ」とピタゴラスの「ミ」の差は22セント、つまり半音の100分の22もあります。この差は耳ではっきり分かります。この差が分からない人は正しい音程はとれません。

いまさらのようですが、今いちど、この三つの音律を説明しましょう。

#### \*ピタゴラス音律

時々ヴァイオリンは純正律の楽器だという人がいますが、これは全くの間違いです。現代のヴァイオリン族の楽器は完全 5 度をゼロビート(喰りのない透明にハモった状態)で調弦(コントラバスは完全 4 度)しますから、これはピタゴラス音律です。古代ギリシャのピタゴラスの名が付いていますが、彼が創り出した音律ではなく、世界中のメロディの基礎は自然発生的にピタゴラスで、中国も日本もピタゴラスです。

この音律は基音の上に完全 5 度を取り、その上にまた完全 5 度を取ります。この「ド」「ソ」「レ」「ラ」がチェロとヴィオラの調弦となるわけです。5 度上げばかりで取っているととんでもなく高くなってしまいうので「ド」「ソ」「レ」の「レ」をオクターヴに落とし、「ソ」の完全 4 度下にとり、同じ方法で 12 の音を取ります。そして 13 番目の音は「シ」のシャープとなります。

平均律のピアノではこの「シ」のシャープは下の「ド」のオクターヴ上ですが、ピタゴラス音律では、オクターヴ上の「ド」より約 24 セント(半音の 100 分の 24)高くなりますが、ここで打ち切り、オクターヴ上とみなすのですが、24 セントの違いはいかんともしがたく、12 の音のどこかにこの 24 セント分を封じこめ、そこは狼(ウルフ)として使用しないことにします。ひとつの例として **Gis**(G#)と **Es**(E $\flat$ )の間をウルフにした譜例 2 を紹介しておきます。ピアノの鍵盤がオクターヴ 12 個なのはピタゴラスのためです。

日本のお箏の調弦もピタゴラスです。「ド」から半音を 8 回辿ると「ソ」になり、6 回下が「レ」になります。これを順八逆六と呼び、「ド」「ソ」「レ」「ラ」「ミ」で打ち切ると、原始的に世界中どこにでも存在する 5 音音階で北島のサブちゃん歌う「函館の女」の音階です。サブちゃんはとても面白い人で「ピアノって変なんだよ、ミがおかしいんだ」と言ってるそうですが、民謡とか演歌の人たちの音程は目一杯のピタゴラスですから、ピアノの「ミ」よりも 8 セント高いのです。

ところで、完全 5 度を 5 回重ねると「ミ」になりますが、この「ミ」は「ド」とは全くハモりません。ピタゴラスのドミソは全くハモらないので頻繁には使えません。邦楽に「ドミソ」のコンセプトがないのはこのせいです。

#### \*平均律

平均律はピタゴラスの改良(?)型です。ピタゴラスだと 13 番目の「シ」のシャープがドのオクターヴ上の「ド」よりも約 24 セント高いと書きましたが、このウルフをどこかに封ずるのがピタゴラスで、平均律は、この 24 セントの差を 12 等分して、各完全 5 度から、半音の 100 分の 2、つまり 2 セントずつ狭め、13 番目の「シ」のシャープが「ド」のオクターヴ上の音と同じになるようにしたのです。この結果、音響学的にゼロビートなのはオクターヴ関係だけで、その他の音程はピタゴラスとも純正律とも全く違っているのですが、その違いをすべて平均化した(つまり微妙に狂わせた)ために、平均(音)律と呼ばれるようになったのです。なんだ、たった 2 セントか、と思わないで下さい。人間の耳は

小さい差の方が唸りがよく分かるのです。

ヴァイオリンの調弦で「ソ」をピアノに合わせ、ゼロビートで「レ」「ラ」「ミ」を合わせますと、「ミ」の高さは、ピアノよりも**6セント**高くなります。これは誰の耳にも明らかです。ピアノを習った子は音程のことなんか注意されていませんから、自信たっぷりに楽器の王様たるピアノを弾きまくりまします。もともと音程のことばかり注意されて来たヴァイオリン奏きは、平均律のピアノに対してもコンプレックスを持っているように見える時もあります。

私は常日頃言っているのですが、音程に関してピアノに引け目を感じる必要は一切ありません。それどころかピアノというのは、オクターヴをたったの**12個**の座敷牢に閉じこめられたかわいそうな楽器だと哀れみを持てば、ピアノに音程を合わせてあげるのは簡単になります。

さて、ピアノ、ハープ、ギターのような平均律楽器は、音が減衰するので、瞬間的に濁っているドミソも気になりませんが、オルガンやシンセサイザーのように音が延びる楽器だと、「ドミソ」の濁りは体に痛く感じられます。夜中に無防備にシンセのドミソにさらされて仕事をしているとしばしば吐き気を促してきます。シンセにディメンジョン的なエフェクターが多いのは、耳を船酔い状態にして、平均律の濁りを避けようとしているのです。

#### \*純正律

最後に純正律です。中世のヨーロッパは単旋律のグレゴリオ聖歌でしたからピタゴラスで充分でした。しかし、音楽の発達するにつれ、違う高さの音を組み合わせることに向かって行くと、天井の高い所で、「ド」と「ソ」の完全**5度**をハモると倍音上の「ミ」が聞こえてきます。純正**3度**の発見はアラビア人ともケルト人とも言われていますが、この倍音上の「ミ」の高さを一緒に歌うと、純正律の「ドミソ」になります。しかし、この「ミ」の高さはピタゴラスとは全く違うことを発見してからは、和声法が発達します。この「ミ」の高さはピタゴラスより約**22セント**も低いのです。平均律のピアノよりも**14セント**低い。たったの**14セント**なんて言わないで下さい。これを実感する方法があります。一番下の「ソ」の音をピアノに合わせ、ヴァイオリンは、**10度**上の「シ」(H)をD線の**3**の指で取り、ダブルでハモる高さを確認して、ピアノでその「シ」を叩いてみて下さい。もう驚くほどピアノは高いのです。

さて、モーツァルト時代の音律はどうだったのでしょうか。転調が少なく、短調が少ないことから、中全音律(ミントーン)系だったと思われます。ミントーンとは長**3度**の美しさを根幹にするため、完全**5度**を犠牲にします。ごく簡単に説明すると、ピタゴラスの時**5回目**に出現する「ミ」の音を**22セント**下げて、その分各**5度**を約**5.5セント**狭くするのです。モーツァルトの父レオポルドのヴァイオリン教本には、完全**5度**は狭めるようにと書いてあります。私はアイリッシュハープをミントーンに調律して、モーツァルトの曲を**CD**化しました。また日本のお箏は琴柱を自由に動かせるので、**3度**と**6度**を低めにするると、とても美しい和音が得られます。

## 純正律音楽のPRに皆様からのハウレンソウを

純正律音楽研究会 正会員  
椿 友幸

私は、今でも年に何度か、玉木さんの事務所があつた西麻布に足が向く。今も、かつて玉木さんが臨時の仕事場として顔を出していたお店の何軒かが常連のお客様にささえられ営業を続けている。

もっとも頻繁にお会いした喫茶店“F”はマスターの体調などの理由で店をたたみシャッターが下りてしまっているが、カツカレーで有名な食堂“k”お好み焼き（広島焼き）“k”はまだまだ元気。お好み焼き“k”に顔を出し、カウンター席に腰をおろしランチビールを一杯、真夏の陽が照りつける窓際のテーブル席を見つめていると、突然、ビール片手に仕事に向かっている玉木さんの姿を思い出す。周りがどんなに騒がしくても彼の手は止まることなくペンを走らせる。その集中力、これぞプロフェッショナルと思つたものである。彼が愛したこれらのお店には今でも玉木さんのぬくもりが店内いっぱいに残っている。

そんな中で振り返ると、玉木さんとの出会いは早九年余り、純正律音楽の普及活動のお手伝いをさせていただき、それまで音楽関連に自らあまり接点を持たなかった私としてはよくここまで来たものだと思う。PR担当ということで、今まで定期的なコンサートの実施、その集客、純正律音楽の知名度アップのためのペットコンサート、都電コンサート、様々なところでのミニコンサート、出版社とタイアップしてのCDの販売、ファンづくり、次々繰り出すあの手この手、そのころ私たちスタッフの知恵の及ぶ範囲で会員の方々の方々の力も貸していただきながらの活動、いろいろやらせていただきました。

玉木さんがなくなって2年半あまり、6月には玉木さんが書き残した楽譜から代表の水野さん、三宅さん、吉原さん、最強の女性の音楽家トリオによる新たなCDの完成。純正律普及活動も新しい旅たちです。

PR担当としては今までの活動はもちろんさらに以下のようなアプローチをしています。

- ラジオ媒体の活用が低い予算でできないだろうか。兎に角多くの人の耳で聴いてもらうことのために。
- 新聞販売店ネットワークの利用、今の販売店は新聞の配達のみならず一般商品の販売、情報伝達などの活動にも積極的、モノにより本体の媒体ともタイアップの可能性。
- 楽器店店頭の利用、現在I楽器店弦楽器工房にて秋のコンサートのチラシを置いてもらっている。
- ミニコミ誌をはじめとする地域媒体へのアプローチなどいろいろ考えております。

そこで会員の皆様、ちょっとしたご縁でこの会報と出会われた方、お願いがございませう、純正律音楽の居場所を探してあげてください。

例えば皆様行きつけの喫茶店、クリニックに併設の薬局、動物病院の待合室、ホテルから地域の集会所での飲食時のBGMとしてなど、これらは私が実践してチラシを貼ってもらったり、CDを流してもらったりした事例です。

皆様のお知恵の中にまだまだ私共の気づかないものがたくさんあると思います。ポパイにとってほうれん草は力の源。同様に私共にとって、皆様からのハウ（報告）レン（連絡）ソウ（相談）は純正律音楽の素晴らしさの輪を大きく広げる力となると確信しています。よろしく願いいたします。

#### 今後のスケジュール

2014年9月20日土曜日 昼の部 13時30分開場 14時開演  
夜の部 17時30分開場 18時開演

#### “音の自然食”【純正律音楽コンサート】

会場：【ラ リール】（地下鉄丸ノ内線 茗荷谷駅 徒歩5分）  
東京都文京区大塚 3-21-14 （Phone：03-3942-2830）

出演：水野佐知香(Vn.)、三宅美子(Hp.)、吉原佐知子(箏)

入場料：昼の部 3,500円（会員特別価格3,000円）  
夜の部 3,500円（会員特別価格3,000円）  
昼夜通し 6,000円（会員特別価格5,000円）



おたより募集！

会報のご感想、ご意見、純正律音楽にまつわること等々、なんでもお寄せ下さい。たくさんのお便りを、お待ちしております。

次号の【ひびきジャーナル】にてご紹介させて頂きたいと思っております。

〒168-0072

東京都杉並区高井戸東 3-2-5-102 NPO 法人 純正律音楽研究会

お電話：03-5317-0291 FAX：03-5317-0289

e-mail：puremusic0804@yahoo.co.jp

<http://just-int.com/>

平成 26 年 8 月 20 日 発行責任者： NPO 法人 純正律音楽研究会

編集：相坂政夫